

国民健康保険のお知らせ



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3160 📠229-5001

現在の国民健康保険(以下「国保」)の被保険者証と資格確認書の有効期限は7月31日です。8月以降に医療機関で提示する資格確認書等についてご案内します。

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付



マイナ保険証(健康保険証として登録されたマイナンバーカード)を保有している人には「資格情報のお知らせ」を、保有していない人には「資格確認書」を、7月上旬に送付します。8月以降に医療機関等を受診する際は、窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示してください。なお、マイナ保険証が利用できない医療機関等では、資格情報のお知らせをマイナ保険証と併せて提示することで受診できます。



国保に入っている人が職場の健康保険等に加入するとき(被扶養者も同様)は、国保の離脱手続きが必要です

70歳以上の自己負担割合
これまで交付していた高齢受給者証は、資格確認書との一体化により昨年12月以降、新規交付されなくなりました。70歳以上の被保険者の資格確認書には、所得に応じた自己負担割合(2割または3割)が記載されていますので、資格確認書のみで受診できます。また、マイナ保険証でも医療機関等は自己負担割合を確認できますので、マイナ保険証のみで受診できます。



限度額認定証の申請を

限度額適用(標準負担額減額)認定証の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も継続して必要となる場合は、7月中旬以降に認定証の交付申請をしてください。

なお、マイナ保険証を利用して限度額情報の提供に同意する場合は、自動的に自己負担限度額までの支払いとなります(70歳未満で保険料に滞納がある場合を除く)。ただし、オンライン資格確認が導入されていない医療機関等で受診する場合や、過去12カ月(住民税非課税世帯に属していた期間に限る)の入院日数が合計90日を超え、食事療養費の減額認定を受ける場合は、マイナ保険証を利用する場合でも認定証の申請が必要です。



保険料納入通知書を送付

国保の令和7年度保険料納入通知書を納付義務者である世帯主宛てに、7月上旬に送付します。保険料の計算方法については、同封の「令和7年度 わたしたちの国保」または市ホームページをご覧ください。

保険料の納付方法は、普通徴収(納付書払い、口座振替)と特別徴収(年金からの天引き)があります。普通徴収で口座振替でない世帯には納付書を同封しますので、納期限内にお支払いください。特別徴収は一定の条件を満たした世帯のみ対象となります。新たに特別徴収になった世帯は、7月～9月は普通徴収で、10月以降は特別徴収で納めることになります。

なお、令和6年中の所得が未申告の場合は、正しく保険料が計算されません。該当者には「令和7年度(令和6年分)国民健康保険所得申告書」を送付していますので、保険料の軽減などの措置や適正な医療給付のため、収入の有無にかかわらず提出してください。